# 子どもの安全確保及び児童対象性暴力等防止に関する標準特記仕様書

（目的）

第１条　この特記仕様書は、受注者が本契約に基づく業務を実施するに当たり、子どもの安全を確保し、児童対象性暴力等を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この特記仕様書は、本業務に従事する役員、職員、契約職員、非常勤職員、派遣職員、再委託先職員その他名称を問わず、業務上子どもと接する可能性のある全ての者（以下「従事者」という。）に適用する。

（定義）

第３条　この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）子ども

　　１８歳未満の者をいう。

（２）児童対象性暴力等

　　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。

（３）不適切な行為

　　別表に掲げる行為その他これらに類する行為であって、児童対象性暴力等につながるおそれのあるものをいう。

（４）対処規程

　　児童対象性暴力等の防止及び発生時の対応について受注者が定める内部規程をいう。

（法令等の遵守）

第４条　受注者は、次に掲げる法令その他関係法令等を遵守しなければならない。

（１）こども性暴力防止法

（２）児童福祉法

（３）個人情報の保護に関する法令

（４）その他子どもの安全確保に関する法令及びガイドライン

（安全確保責任者）

第５条　受注者は、子どもの安全確保及び児童対象性暴力等の防止に関する責任者を定めなければならない。

２　受注者は、契約締結後速やかに責任者の氏名及び連絡先を発注者へ届け出なければならない。

（対処規程の整備）
第６条　受注者は、児童対象性暴力等の防止及び発生時の対応に関する対処規程を整備しなければならない。
２　対処規程には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）報告体制
（２）相談受付体制
（３）調査手順
（４）被害児童等の保護及び支援
（５）従事者への措置
（６）再発防止措置
（７）記録の作成及び保存
３　対処規程は、こども家庭庁が示す児童対象性暴力等対処規程（ひな型）又はこれと同等以上の内容を備えるものとする。
４　発注者は必要があると認めるときは、対処規程の提出を求めることができる。
（従事者の管理）
第７条　受注者は、従事者について適切な指導及び監督を行い、児童対象性暴力等を行った者又は行うおそれがあると合理的に認められる者を本業務に従事させてはならない。
２　受注者は、従事者に対し守秘義務及び行動規範を周知しなければならない。
（不適切な行為の禁止）
第８条　受注者は、従事者に児童対象性暴力等及び不適切な行為を行わせてはならない。
２　受注者は、不適切な行為を防止するため、従事者に対し必要な指導及び監督を行わなければならない。
（業務環境の整備）
第９条　受注者は、児童対象性暴力等を防止するため、業務環境について必要な安全対策を講じなければならない。
２　前項の安全対策には、次に掲げる事項を含むものとする。
（１）死角となる場所の解消
（２）複数人による業務実施
（３）活動記録の作成
（４）保護者への説明体制
（５）苦情及び相談受付体制
（研修）
第１０条　受注者は、従事者に対し、本契約締結後速やかに児童対象性暴力等防止に関する研修を実施し、発注者から求めがあったときは、その研修の実施状況を報告しなければならない。

２　研修は本契約期間中に１回以上開催し、内容には次の事項を含めるものとする。
（１）子どもの権利擁護
（２）児童対象性暴力等の防止
（３）不適切な行為の防止
（４）発見時の報告方法
（５）個人情報及び秘密情報の保護
３　受注者は、発注者から児童対象性暴力等の防止その他子どもの安全確保に関する研修への参加要請を受けた場合は、発注者と協議の上、必要な従事者を当該研修に参加させるよう努めなければならない。
（報告義務）
第１１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する事案を把握した場合は、直ちに発注者へ報告しなければならない。
（１）児童対象性暴力等が発生したと認められる場合
（２）児童対象性暴力等のおそれがある場合
（３）不適切な行為が疑われる場合又は確認された場合
（４）子ども又は保護者から相談又は苦情があった場合
（５）その他子どもの安全に重大な影響を及ぼすおそれのある場合
（不利益な取扱いの禁止）
第１１条の２　受注者は、前条第１項各号に掲げる事実に関して、報告、相談若しくは通報を行ったこと又は事実確認若しくは調査に協力したことを理由として、従事者等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
（初動対応）
第１２条　受注者は、第１１条各号のいずれかに該当する事案を把握した場合は、速やかに次の措置を講じなければならない。
（１）被害児童等の安全確保
（２）被害拡大防止
（３）関係記録の保存
（４）関係職員からの聴取
（５）発注者への継続報告
（調査への協力）
第１３条　受注者は、発注者が事実確認又は調査を実施するときは、必要な資料提出その他の協力を行わなければならない。
（犯歴確認制度への協力）
第１３条の２　受注者は、こども性暴力防止法に基づき、発注者が従事者に係る犯罪事実確認その他必要な確認を実施する場合は、対象となる従事者への説明、同意取得その他必要な協力を行わなければならない。

２　受注者は、従事者の変更が生じた場合又は新たな従事者を本業務に配置しようとする場合は、あらかじめ発注者へ報告しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、変更後速やかに報告するものとする。

（従事者への措置）

第１４条　受注者は、児童対象性暴力等又は不適切な行為を行った疑いがある従事者について、必要に応じて次の措置を講じなければならない。

（１）業務からの一時的な除外

（２）子どもと接する業務への従事停止

（３）配置転換

（４）その他必要な措置

（被害児童等への配慮）

第１５条　受注者は、被害児童等及びその保護者に対し、必要な配慮を行わなければならない。

２　受注者は、被害児童等のプライバシー及び心身の状況に十分配慮しなければならない。

（報告徴収及び立入確認）

第１６条　発注者は、この特記仕様書の遵守状況を確認するため、受注者に対し報告を求め、又は必要な確認を行うことができる。

（改善措置）

第１７条　発注者は、受注者による措置が不十分であると認めるときは、必要な改善を求めることができる。

２　受注者は、改善要求を受けたときは、速やかに改善計画を提出しなければならない。

（契約解除）

第１８条　発注者は、受注者が本特記仕様書に重大に違反したとき又は子どもの安全を著しく害したと認められるときは、契約を解除することができる。

（損害賠償）

第１９条　受注者は、本特記仕様書の違反により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（再委託先への遵守義務）

第２０条　受注者は、本業務を再委託する場合は、再委託先に対して本特記仕様書と同等の義務を課し、その履行について責任を負うものとする。

別表（第３条関係）

不適切な行為

１　業務上必要のない連絡先の交換

２　個人所有の SNS、メッセージアプリその他これらに類する通信手段による私的な連絡

３　業務上必要のない面談、面会又は同行

４　業務上必要のない一対一の状況の形成

５　個人所有の端末による写真又は動画の撮影、保存又は送信

６　保護者の承諾なく児童と個別に接触する行為

７　性的な発言、性的な話題の提供その他子どもに不快感を与える性的言動

８　業務上必要のない身体接触

９　前各号に掲げるもののほか、社会通念上、児童対象性暴力等につながるおそれのある行為